

いよいよ確定申告スタート、今年のポイント

| 区分 | 項目 | 内容 |
|--|---|---|
| 確定申告が必要 (2月16日から 3月15日までの 期間)  | 給与収入が多額など | ①年収2,000万円を超える場合 ②2か所以上から給与をもらっている場合、確定申告が必要です。 |
| | 不動産収入 | 不動産貸付の収入がある場合(オーナー会社への貸付も対象)。青色申告で5棟10室以上の貸付は、貸借対照表及び総勘定元帳の作成など、一定の要件を満たせば65万円の控除が可能です(通常は10万円)。 |
| | 不動産の売却 | 売却価額から購入価額と売却時の費用を差し引いた利益に税金がかかります。不動産の売却損失は、原則として他の所得と相殺できません。 |
| | 株式の売却 | 原則、申告が必要です。証券会社に特定口座の届出をした方は申告不要(譲渡益の20.315%課税)ですが、損失の繰越(3年)を受ける場合は申告が必要です。また、申告分離課税を選択すると、上場株式等の配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算及び繰越控除が可能です。 |
| | 年金の受取 | 65歳未満は最低70万円、65歳以上は最低120万円控除できます。年金収入400万円以下、他の所得20万円以下の場合には確定申告不要です。 |
| | 贈与税 | 「相続時精算課税制度」や「配偶者控除(マイホーム2,000万円の非課税)」の適用は、税額がゼロでも確定申告が必要です。また、非課税枠110万円を超える贈与と、父母や祖父母からの住宅取得に要する贈与の非課税制度(平成28年分は、省エネ等住宅の場合は1,200万円、それ以外の住宅の場合は700万円が上限)にも確定申告が必要です。 |
| 消費税 | 平成26年の課税売上高が1,000万円を超える場合、または、平成27年1月1日から6月30日までの期間の課税売上高及び給与等支払額がともに1,000万円を超える場合は、納税義務者となります。 | |
| 還付申告が可能 (サラリーマンの場合、平成24年以降の所得)  | 医療費控除 | 年間の支払医療費のうち10万円超の部分を控除でき、同居家族分も合算できます。医療費は、①通院の電車・バス代(タクシーは原則不可)、②マッサージ指圧師による治療代、③子供の歯並び矯正費用、④一定の研修を受けた介護職員等による特定行為に対する自己負担分等も含まれます。 |
| | 住宅ローン控除 | ローンでマイホームを購入した場合、1年目は確定申告が必要です。2年目以降は年末調整で控除できます。控除額は年末ローン残高の1%で、控除期間は10年間です。平成28年居住開始の年末ローン残高の限度額は、4,000万円(認定長期優良住宅の場合、5,000万円)となります。また、所得税から控除しきれなかった金額があるときは、翌年度分の個人住民税から控除できます。 |
| | 生命保険料控除 | 平成24年1月1日以後締結した生命保険契約は、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれ4万円、最高12万円が控除されます。(平成23年12月31日以前の契約については、最高10万円の控除が可能) |
| | 地震保険料控除 | 損害保険契約等について支払った地震等損害部分の保険料がある場合には、最大5万円の所得控除を受けることができます。 |
| | 寄付金控除 | 平成28年中に支出した特定寄付金の額(ふるさと納税などをした金額)の合計額のうち、2千円を超える部分の金額を所得から控除できます(限度は所得金額の40%)。 |

※3月号は確定申告の時期のためお休みさせていただきます。

(田中 兼一)